

府教委：「守口支援学校の狭隘化対策」として「平成23年度通学区域割」の変更を発表

門真市の一部生徒を寝屋川支援学校高等部に

～問題の根本的解決に向け、障害児学校の抜本的増設を！～

大阪府教育委員会は、「守口支援学校の狭隘化対策として、生徒数が急増する高等部について、平成23年度高等部入学者の校区を変更し、守口支援学校の在籍者数を調整する」として、通学区域割の変更を関係する保護者などに明らかにしました。今回の通学区域割の変更内容と問題点などを指摘します。

1. 変更内容

「平成23年度」の通学区域割について、守口支援学校高等部は、現在の「守口市、門真市」から「守口市、門真市の守口支援学校中部からの進学者」に変更し、寝屋川支援学校高等部は、現在の「寝屋川市、四條畷市の平成22年度支援学校高等部2・3年生」から「寝屋川市、四條畷市の平成23年度支援学校高等部3年生、門真市の中学校からの進学者」に変更するといふものです。

2. 寝屋川支援学校に校区を追加する理由

府教委によれば、守口支援学校の在籍数調整の前提に立ち、四條畷校については「在籍数132名でスタートしているが、平成24年度には230名を予想している。全学年が増加すれば対応できない」としています。対応できない理由として、四條畷校は新校開校までの学校であり、スプリングラー設置、校舎増築を考えていないこと、また、生徒の給食数についても230食程度を最大数と考えていることなどを理由にあげました。また、寝屋川支援学校については四條畷校の設置に伴い、「12教室が空いた。在籍数311名は適正規模より多いが、新校開校までは、北河内全体で考える必要がある」としています。

3. 今回の変更における問題点

(1) 在籍数調整のための通学区域割

本来、通学区域割りとは、児童生徒の居住する地域と学校の障害種別および学校への通学時間などを考慮して適切に決められなければなりません。府教委も「基本は（通学区域を）変えないことが良いと認識している」としています。しかし、その実態は、地域によって度重なる変更が実施されるなど、小・中学校や高校ではおよそ考えられない実態が府立障害児学校には存在します。適正規模の障害児学校が適正配置されていないことが根本的問題であり、在籍数の調整が通学区域割の変更における最大の理由となっております。子ども不在の変更と言えます。

(2) スプリングラー設置と自校調理給食を見送った府教委の責任は重大

4月に設置された「分校」について、当初の計画では府教委自らが「スプリングラーを設置し、自校調理による給食を実施する」と明言していました。しかし、府教委は突如その方針を転換し、スプリングラーを設置せず、給食は四條畷市の給食センターから提供を受ける方向に転換しました。通学区域割の調整で「四條畷校が対応できない」状況は府教委が作り出したものであり、四條畷校にスプリングラーと自校調理の条件が整備されていれば、大規模校化の問題はあるにせよ、現在学んでいる生徒にとっても教育条件が前進し、しかも通学区域割の調整も選択肢が増えていたのです。

4. 根本的問題

府教委が2009年4月に作成した「教育改革プログラム」には、「一部の知的障害養護学校では、在籍児童・生徒数が200人を超える状況（平成4年12月府学校教育審議会答申における適正規模は150〜200人）となっており、その解消が課題となっている」と記載されています。しかし、府教委は自ら策定した「教育改革プログラム」に明記した課題解消のための方策を怠り、特別教室の普通教室への転用、校舎の増築などをおこない、障害児学校の「過大・過密」状況をより深刻にしました。守口支援学校の「過密」状況の解消には、「守口・門真」地域に新たな学校が必要ことは指摘するまでもありません。また、寝屋川支援学校の「過大・過密」解消、高等部進学と同時に寝屋川支援学校から肢体不自由校の東大阪支援学校への進学を余儀なくされる大東市の問題解消も必要です。その上、府障教の試算によれば、枚方市に新校が開校される2015年には、枚方市在住の知的障害の児童生徒だけで280人から300人近くになり、北河内全体で890名から900名となります。四條畷校の存続も視野に入れるとともに、障害児学校の抜本的増設が求められます。